



佐賀県公報

平成17年
9月26日
(月曜日)
第 12660号

○ 告 示

● 佐賀県告示第四百九十一号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条规定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年九月二十六日

佐賀県知事 古川康

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

(四九一・こども課) 一

- 青少年に有害な図書等の指定
- 漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生

- 佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定の一部改正

正

公 告

(四九二・生産者支援課) 二

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(農地整備課) 二
(労働課) 三

- 平成十七年度後期技能検定の実施
- 開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課) 六
(農地整備課) 七

- 久保泉土地改良区営土地改良事業計画変更認可
- 県営久留間地区土地改良事業の工事完了

(農地整備課) 七
(まちづくり推進課) 六

- 県営本多久地区土地改良事業計画変更決定
- 県営深浦下地区土地改良事業の工事完了

(農地整備課) 七
(まちづくり推進課) 六

- 県営新明地区土地改良事業の工事完了
- 県営飯田地区土地改良事業の工事完了

(農地整備課) 七
(まちづくり推進課) 六

- 佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則
- 佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(規則・二四)
- 教科用図書採択地区の設定の一部改正

教育委員会事項

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| ○佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則 | (規則・二三) |
| ○佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(規則・二四) | |
| ○教科用図書採択地区の設定の一部改正 | |

(告示・一〇) 九九八

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-146	WOoooo ! マガジン・ウォー 10月号	株マガジン・マガジン	08397-10	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-147	Chuッスペシャル 10月号	株ワニマガジン社	16151-10	
"	17-148	Hな萌え [※] 美少女のナイショ話VOL.01 10月号	株ダイアプレス	03760-10 ①2005.10/31	
"	17-149	漫画 ばんがいち 10月号	株コアマガジン	18295-10	
"	17-150	Qyun ! キュン ! コミック・ベスト vol.25 ザ・ベストマガジンスペシャル 9月号増刊	KKベストセラーズ	14078-09 ①2005.10/27	
"	17-151	COMIC 快楽天 10月号	株ワニマガジン社	13877-10	
"	17-152	コミック DVD DOKAN こみくいでいぶいでいどかん VOL.01	曙出版 ^株	11850-10 ①2005/12/3	
"	17-153	危険な愛体験 Special 10月号	株新英社	02893-10	
"	17-154	特選 三十路妻 10月号	株笠倉出版社	16781-10	
"	17-155	ビデオボーイ 10月号	英知出版 ^株	07679-10	
"	17-156	月刊 メルフレボンバー NO-053 10月号	KKベストセラーズ	08513-10	
"	17-157	e-ONNA【イイオンナ】 10月号	株ジーオーティー	11617-10	
"	17-158	NANA MERICA 夏目ナナムック	株バウハウス	67476-19	

●佐賀県告示第四百九十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第一項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成十七年九月二十六日

佐賀県知事 古川 康

加入区
南川副加入区

●佐賀県告示第四百九十三号

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定(昭和五十八年佐賀県告示第三百六十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月二十六日

佐賀県知事 古川 康

第二号の表の佐賀県重要文化財の大堂神社銅造明神鳥居の項及び同表の佐賀県重要文化財の実相院仁王門一棟の項中「佐賀郡」を「佐賀市」に改め、第六号の表の一般国道の二六三号の項中「佐賀郡」を「佐賀市」に改め、第八号口の表の一般国道の二六三号の項中「佐賀郡」を「佐賀市」に改め、同号ハの表の一般国道の二六三号の項中「佐賀郡」を「佐賀市」に改め、同号ハの表の一般国道の二六三号の表中「佐賀郡」を「佐賀市」に、「二六三号の」を「二六三号との」に、「佐賀市」を「同市」に改める。

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のことおり公告する。

関係書類は、平成17年11月8日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年9月26日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日

平成17年9月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人肥前浜宿水とまちなみの会

(2) 代表者の氏名 熊本義泰

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県鹿島市浜町乙2696番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と肥前浜宿の土地建物所有者に対して、歴史的な景観の保全と伝統的建造物群の修復保存、浜川の自然・生態系の維持に関する事業を行い、この地域の歴史的、文化的な価値を認識し、高揚・活用することにより、将来のまちづくりに寄与することを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成17年度後期技能検定を次のとおり実施します。

平成17年9月26日

佐賀県知事 古川康

1 対象職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

鉄工（構造物現図作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材加工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルアリストレーション（立体図作成作業）、建築図面製作（建築製図CAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、和裁（和服製作作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルアリストレーション（テクニカルア

ストレーション作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)及び 電気製図(配電盤・制御盤製図作業)							
(4) 級の区分のないもの(以下「単一等級」という。)							
電子回路接続(電子回路接続作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤 注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)							
試験の方法							
技能検定は、実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)に よって行います。							
3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等							
(1) 実技試験							
ア 手数料							
(フ) 特級 15,700円							
(イ) 1級及び2級							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検定職種</th><th>実技試験の試験科目</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄工場板金機械機械</td><td>構造物現図作業 機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業 機械検査作業 機械系保全作業 電気系保全作業 設備診断作業 シーケンス制御作業 集積回路チップ製造作業</td><td>15,700 15,700 15,700 13,000 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700</td></tr> </tbody> </table>		検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)	鉄工場板金機械機械	構造物現図作業 機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業 機械検査作業 機械系保全作業 電気系保全作業 設備診断作業 シーケンス制御作業 集積回路チップ製造作業	15,700 15,700 15,700 13,000 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700
検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)					
鉄工場板金機械機械	構造物現図作業 機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業 機械検査作業 機械系保全作業 電気系保全作業 設備診断作業 シーケンス制御作業 集積回路チップ製造作業	15,700 15,700 15,700 13,000 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検定職種</th><th>実技試験の試験科目</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気機器組立て 半導体製品製造</td><td>機械検査作業 配電盤・制御盤組立て作業 機械試験作業 組織試験作業 木口彫刻作業 鋼橋塗装作業</td><td>11,500 11,500 11,500 15,700 15,700 15,700</td></tr> </tbody> </table>		検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)	電気機器組立て 半導体製品製造	機械検査作業 配電盤・制御盤組立て作業 機械試験作業 組織試験作業 木口彫刻作業 鋼橋塗装作業	11,500 11,500 11,500 15,700 15,700 15,700
検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)					
電気機器組立て 半導体製品製造	機械検査作業 配電盤・制御盤組立て作業 機械試験作業 組織試験作業 木口彫刻作業 鋼橋塗装作業	11,500 11,500 11,500 15,700 15,700 15,700					
(ウ) 3級(高等学校等の在校生を除く。)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検定職種</th><th>実技試験の試験科目</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械検査 電気機器組立て プリント配線板製造 自動販売機調整 空気圧装置組立 農業機械整備作業 冷凍空気調和機器施工 婦人子供服製造 和服製作作業</td><td>機械検査作業 配電盤・制御盤組立て作業 シーケンス制御作業 プリント配線板設計作業 和服製作作業 冷凍空気調和機器施工 射出成形作業 大工工事作業</td><td>13,000 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700</td></tr> </tbody> </table>		検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)	機械検査 電気機器組立て プリント配線板製造 自動販売機調整 空気圧装置組立 農業機械整備作業 冷凍空気調和機器施工 婦人子供服製造 和服製作作業	機械検査作業 配電盤・制御盤組立て作業 シーケンス制御作業 プリント配線板設計作業 和服製作作業 冷凍空気調和機器施工 射出成形作業 大工工事作業	13,000 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700
検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)					
機械検査 電気機器組立て プリント配線板製造 自動販売機調整 空気圧装置組立 農業機械整備作業 冷凍空気調和機器施工 婦人子供服製造 和服製作作業	機械検査作業 配電盤・制御盤組立て作業 シーケンス制御作業 プリント配線板設計作業 和服製作作業 冷凍空気調和機器施工 射出成形作業 大工工事作業	13,000 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700					

配電機械・プラント製図電気	建築配管作業 テクニカルイラストレーション手書き作業 機械製図手書き作業 配電盤・制御盤製図作業	15,700 11,500 11,500 11,500
---------------	---	--------------------------------------

(乙) 3級(高等学校等の在校生に限る。)

検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)
機械検査機器組立て	機械検査作業	8,700
プリント配線板製造裁縫和紙	配電盤・制御盤組立て作業	10,500
冷凍空気調和機器施工プラスチック成形大工建築	シーケンス制御作業	10,500
和紙製作業	プリント配線板設計作業	10,500
冷凍空気調和機器施工業	和服製作業	7,700
射出成形作業	冷凍空気調和機器施工業	10,500
大工工事作業	射出成形作業	10,500
建築配管作業	大工工事作業	10,500
テクニカルイラストレーション機械・プラント製図電気	テクニカルイラストレーション作業	7,700
機械製図手書き作業	機械製図手書き作業	7,700
配電盤・制御盤製図作業	配電盤・制御盤製図作業	7,700

(ア) 単一等級

検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)
電子回路接続樹脂接着剤注入施工	電子回路接続作業	15,700
バルコニー施工	樹脂接着剤注入工事作業	15,700

イ 実施期日

実技試験は、平成17年11月25日（金曜日）から平成18年2月19日（日曜日）までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

工問題の公表	実技試験問題は、あらかじめ平成17年11月18日（金曜日）に佐賀県職業能力開発協会において掲示します。ただし、一部の職種については、公表しません。
(2) 学科試験	
ア 手数料	3,100円
イ 実施期日	
(ア) 特級	平成18年2月15日（日曜日）
(イ) 1級及び2級	
検定職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工 金属 材料試験	平成18年1月29日（日曜日）
鉄工 工場板金 自動販売機調整 空気圧装置 組立て 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 パン製造 建築大工 かわらぶき コンクリート圧送施工 防水施工 カーテン ウォール施工 建築面製作 機械・プラント 製図 印章彫刻 塗装	平成18年2月5日（日曜日）

機械保全 半導体製品製造 プリンタ配線板製 造 和裁 テクニカルイラストレーション電 気製図	実施期日
機械検査 配管 電気機器組立て	平成18年1月29日（日曜日）
建築大工 機械・プラント製図 冷凍空気調和 機器施工	平成18年2月5日（日曜日）
プリンタ配線板製造 和裁 プラスチック成形 テクニカルイラストレーション 電気製図	平成18年2月12日（日曜日）

(乙) 単一等級

検定職種	実施期日
樹脂接着剤注入施工 バルコニー施工	平成18年2月5日(日曜日)
電子回路接続	平成18年2月12日(日曜日)

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

佐賀県職業能力開発協会

郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408

(3) 受付期間

平成17年9月26日(月曜日)から平成17年10月7日(金曜日)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会で配布します。
イ なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、90円切手をはつたもの)を同封してください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会から書面でその旨を通知します。また、技能検定合格者の受検番号を、平成18年3月14日(火曜日)付けの佐賀県公報で公告します。

(2) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。

7 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部労働課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話0952-25-7101)又は佐賀県職業能力開発協会(郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408)に問い合わせてください。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年9月26日

佐賀県知事 古川康

1 開発区域に含まれる地域の名称

平成17年9月26日(月)

報公県賀佐

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神埼郡東春振村大字大曲2578番地3	佐賀郡大和町大字尼寺字一本杉3341番3及び3341番6	3 平成17年9月27日から平成17年10月25日まで 総縦覧の場所 多久市役所
副島佳代子 福岡市早良区南庄三丁目2-3南庄ハイツ102号	副島 弘貴	平成17年2月9日県営土地改良事業（一般農道整備）久留間地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年9月14日久保泉土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。	平成17年9月26日 佐賀県知事 古川 康	平成10年3月31日県営土地改良事業（一般農道整備）加部島地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道整備）本多久地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。 なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年11月9日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。	平成17年9月26日 佐賀県知事 古川 康	平成17年2月28日県営土地改良事業（ため池等整備）深浦下地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
平成17年9月26日 佐賀県知事 古川 康	平成17年9月26日 佐賀県知事 古川 康	平成17年7月29日県営土地改良事業（一般農道整備）新明地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道整備）本多久地区の変更後の土地改良事業計画書の写し	平成17年9月26日 佐賀県知事 古川 康	平成17年9月26日 佐賀県知事 古川 康
2 縦覧の期間		

平成17年9月26日（月）

平成14年3月31日県営土地改良事業（ほ場整備）飯田地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年9月26日

佐賀県知事 古川康

○ 教育委員会事項

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十六日

佐賀県教育委員会

委員長 杉町誠一郎

○佐賀県教育委員会規則第二十三号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和二十九年佐賀県教育委員会規則第
九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

佐賀県立唐津南高等学校	全日制課程	生産技術科、 食品流通科、 生活教養科	昼 間
佐賀県立伊万里農林高等学校	全日制課程	生物生産科、 食品化学科、 森林工学科	昼 間
佐賀県立高志館高等学校	全日制課程	食品流通科、 園芸工学科、 緑地土木科	昼 間

別表第三中

佐賀県立高志館高等学校		全日制課程 園芸工学科、 緑地土木科	食品流通科、 生産技術科、 食品流通科、 生活教養科	屋間
佐賀県立唐津南高等学校		全日制課程	屋間	
佐賀県立伊万里農林高等学校		全日制課程 食品化学科、 森林工学科	生物生産科、 屋間	
佐賀県立伊万里養護学校		小学部		
佐賀県立伊万里養護学校	中学部	普通科		
	高等部	普通科		
佐賀県立大和養護学校		小学部		
佐賀県立大和養護学校	中学部	普通科		
	高等部	普通科		
佐賀県立大和養護学校		小学部		
佐賀県立大和養護学校	中学部	普通科		
	高等部	普通科		
佐賀県立北部養護学校		小学部		
佐賀県立北部養護学校	中学部	普通科		
	高等部	普通科		

佐賀県立伊万里養護学校	小学校部
	中学校部
	高等部 普通科

改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十七年九月二十六日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二郎

●佐賀県教育委員会規則第二十四号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和五十七年佐賀県教育委員会
規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の表に次のように加える。

佐賀市（旧三瀬村の区域に限る。）	東部の学区内の高等学校
------------------	-------------

別表の東部の項中「三瀬村」を削り、同表の中部の項中「諸富町」を
削り、「久保田町、大和町及び富士町」を「及び久保田町」に改める。

附 則

（施行規則）

1 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（以下
「改正後の規則」という。）の規定は、平成十八年四月一日以後に高等学校に

入学する者から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○佐賀県教育委員会告示第十号

教科用図書採択地区の設定（平成十七年佐賀県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年九月二十六日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二郎

別表の鳥栖市・神埼郡・三養基郡地区の項中「脊振村及び三瀬村」を「及び脊振村」に改め、佐賀市・多久市・小城市・佐賀郡地区の項中「諸富町、」を削り、「久保田町、大和町及び富士町」を「及び久保田町」に改める。

附 則

「」の告示は、平成十七年十月一日から施行する。

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年九月二十六日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷